

財団法人東京都私学財団

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

財団法人東京都私学財団(以下「財団」という。)は、平成15年4月に財団法人東京都私立学校教育振興会と社団法人東京都私学退職金社団が組織統合し、設立された団体であり、東京都内の私立学校(高等学校、中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、専修学校、各種学校及び高等専門学校)の教育の充実と振興を図ることを目的とし、主に次の事業を行っている。

- ア 施設設備資金及び運営資金の長期低利な融資
- イ 教職員の退職金支給に必要な資金の交付
- ウ 施設設備及び図書等の整備に対する助成
- エ 都民の教育費負担を軽減するための融資及び助成
- オ 教職員に対する研修会及び公開講座の企画・実施

(2) 都との関係

都は、財団が行う事業に対し、財団法人東京都私学財団事業補助金交付要綱等に基づき補助金を交付しており、その内容及び実績は表1のとおりである。

このほか、都は、私立学校教育振興資金貸付事業等の原資として、財団が株式会社みずほ銀行ほか3行(以下「融資団」という。)から融資を受けるに当たり、借入れの円滑化を図るために、融資団と損失補償契約(限度額108億5,608万8,000円)を締結している。

なお、都は、財団に対し、基本財産13億3,000万円のうち2億円を出えんしている。

(表1) 補助金の交付実績

(単位: 千円)

補助事業名 (補助要綱)	目的	補助率等	補助金額	
			平成16年度	平成17年度
私立学校教育振興資金融資 利子補給事業(財団法人東京都 私学財団事業補助金交付要綱)	教育環境の整備(校舎の新 築、改築等)に要する経費 及び学校の経営安定化に 要する経費に係る原資借 入金に対する利子補給	年利4%以内	325,913	328,533
私立高等学校等老朽校舎改 築促進事業(財団法人東京都私 学財団事業補助金交付要綱)	老朽校舎の改築促進に係 る経費に対する利子補給	10/10 (利子補給)	61,409	54,504
私立専修学校 教育設備整備 費補助事業	私立専修学校教 育設備等整備費 補助事業(財団 法人東京都私 学財団事業補 助金交付要綱)	専修学校教育の質的向上 のための教育設備整備に 係る経費の補助	購入経費の2分の 1以内	270,574
私立専修学校 専門課程研究 用図書等整備 費補助事業		研究用図書等の整備に係 る経費の補助	購入経費の2分の 1以内	
私立学校教育研究費補助事 業(財団法人東京都私学財団事 業補助金交付要綱)	学校研究助成費・研修研究 事業等に係る経費の補助	10/10 (予算の範囲内)	62,885	61,596
私立高等学校等入学支度金 貸付利子補給事業(財団法人 東京都私学財団事業補助金交付 要綱)	入学支度金貸付事業に係 る貸付原資の借入金に対 する利子補給	10/10 (利子補給)	9,581	9,117
私立高等学校等特別奨学金 交付事業(私立高等学校等特別 奨学金交付要綱)	都内の私立高等学校等の 設置者が生徒の保護者に 対して行う授業料軽減に 係る経費の補助	10/10 (軽減に要する資 金)	2,751,716	2,602,120
東京都私学退職金補助事業 (財団法人東京都私学財団退職資 金事業補助金交付要綱)	私立学校の設置者が所属 教職員に給付する退職金 に必要な経費の一部補助	36/1000 (退職金支給に必 要な掛金の一部)	3,985,577	3,980,375
育英資金貸付事業費補助事 業(財団法人東京都私学財団育 英資金貸付事業費補助金交付要 綱)	育英資金貸付事業費及事 務費に対する補助	10/10 (育英資金貸付事 業費及事務費に 対する資金)	-	710,124
合 計			7,386,552	8,016,943

2 組織

財団は、事務所を新宿区神楽河岸1番1号に置き、役員27名(理事長1名、理事長代理1名、運営理事4名、理事18名、監事3名)(うち非常勤26名)及び職員24名(うち都派遣職員10名)で、3部をもって構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成16年度及び平成17年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 生活文化局 平成18年10月19日及び30日

(2) 財 団 平成18年10月23日及び24日

第4 監査の結果

1 事業実績について

平成16年度及び平成17年度における補助事業の実績は次のとおりであり、補助事業実績報告書を中心に監査を行った結果、事業は、補助目的に沿って適正に執行されている。

(1) 補助事業

ア 私立学校教育振興資金融資利子補給事業

財団は、私立学校における教育環境の整備及び経営の安定化を図るため、融資団から原資を借り受け、私立学校の設置者（以下「設置者」という。）に対し、教育振興資金として貸付けを行っている。都は、この借受資金に対する利子補給を行っており、その実績は、表2のとおりである。

(表2) 利子補給事業実績

(単位：千円)

年 度	融資件数	補給対象支払利息額	利子補給額
平成16年度	5件	427,281	325,913
平成17年度	4件	432,505	328,533

イ 私立高等学校等老朽校舎改築促進事業

財団は、私立高等学校等における建築後30年以上経過した校舎等の改築を促進するため、改築資金に伴う利子補給を設置者に対して行っている。都は、財団が設置者に対して行った利子補給額と同額を補助しており、その実績は、表3のとおりである。

なお、改築資金の原資については、平成8年度から平成12年度までは、私立高等学校老朽校舎改築資金貸付要綱に基づき、財団が融資団から資金を借り受け、これを設置者に貸付けていた。平成13年度からは、老朽校舎改築促進対策利子補給要綱に基づき、設置者が日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）から直接借り入れている。

(表3) 利子補給事業実績

(単位：千円)

年度	区 分	融資件数	補給対象支払利息額	利子補給額
平成 16 年度	融資団からの借入れ	5件	45,064	45,064
	事業団からの借入れ	1件	16,345	16,345
	計	6件	61,409	61,409
平成 17 年度	融資団からの借入れ	4件	37,869	37,869
	事業団からの借入れ	1件	16,635	16,635
	計	5件	54,504	54,504

ウ 私立専修学校教育設備等整備費補助事業

財団は、私立専修学校の教育条件の充実を図るため、教育設備費及び研究用図書等に係る購入経費に対して、2分の1以内で助成を行っている。都は、同額を補助しており、その実績は、表4のとおりである。

(表4) 私立専修学校教育設備等整備費補助事業実績

(単位：千円)

事業名	平成16年度			平成17年度			補助率
	規模	対象経費	助成金額	規模	対象経費	助成金額	
私立専修学校教育設備整備費助成事業	31校	293,824	145,738	48校	425,114	211,618	一校当たり300万円以上2,000万円未満で購入経費の2分の1以内
私立専修学校専門課程研究用図書等整備費助成事業	63校	87,500	43,733	71校	117,949	58,956	一校当たり50万円以上300万円未満で購入経費の2分の1以内

エ 私立学校教育研究費補助事業

財団は、私立学校教職員等の資質の向上を図るため、各種の研修・研究事業を実施するとともに、私立学校の専任教職員の行う研究活動に対する助成を行っている。都は、これらの経費の一部を補助しており、その実績は、表5のとおりである。

(表5) 私立学校教育研究費補助事業実績

(単位：千円)

年度	内 容	回数等	参加者数	補助対象経費	補助金額
平成16年度	人権教育研修、経営者研修等の開催	13回	1,550人	4,924	4,377
	教科、管理者等研修及び研究等の実施	316回	13,897人	60,931	52,838
	一般研究及び特別研究への助成、報告書等の刊行	37件	80人	8,467	5,670
平成17年度	人権教育研修、経営者研修等の開催	13回	1,464人	4,423	3,977
	教科、管理者等研修及び研究等の実施	337回	13,953人	60,931	52,838
	一般研究及び特別研究への助成、報告書等の刊行	28件	86人	6,376	4,781

オ 私立高等学校等入学支度金貸付利子補給事業

財団は、都内私立高等学校等に入学する生徒の保護者の負担を軽減するため、設置者が保護者に無利子で貸付ける資金に対し、融資団から資金を借り受け、設置者に無利子で貸付けている（生徒1人当たり20万円、卒業年次の3月31日までに償還）。都は、その借入金に対する利子補給を行っており、その実績は、表6のとおりである。

(表6) 利子補給事業実績

(単位：千円)

年 度	補給対象支払利息額	利子補給額	内 容
平成16年度	9,581	9,581	162校、894人
平成17年度	9,117	9,117	167校、934人

カ 私立高等学校等特別奨学金交付事業

財団は、私立高等学校等に在学する生徒の保護者負担を軽減するため、授業料の一部を助成している。都は、その助成分相当額を補助しており、その実績は、表7のとおりである。

(表7) 私立高等学校等特別奨学金交付事業実績

(単位：千円)

年度	区 分	補助対象金額	補助金額	対象人員
平成16年度	生活保護世帯	47,013	47,013	288人
	住民税非課税または均等割のみの世帯	853,530	853,530	6,941人
	住民税額が一定基準以下の世帯等	1,825,948	1,825,948	22,001人
	事務費	25,225	25,225	-
	計	2,751,716	2,751,716	29,230人
平成17年度	生活保護世帯	57,537	57,537	353人
	住民税非課税または均等割のみの世帯	785,996	785,996	6,394人
	住民税額が一定基準以下の世帯等	1,734,726	1,734,726	20,901人
	事務費	23,860	23,860	-
	計	2,602,120	2,602,120	27,648人

(注) 対象人員は、月当たり対象人員の合計人員である。

キ 私立学校退職手当補助事業

財団は、設置者に対して、所属教職員が退職・死亡した場合に退職資金を交付する事業を行っている。都は、設置者の負担を軽減するため、退職資金事業にあてるべき出資金（掛金）の一部を補助金として交付している。

補助金の交付状況は、表8のとおりであり、また、退職資金の交付状況は、表9のとおりである。

(表8) 補助金交付状況

(単位：千円)

区 分	平成16年度			平成17年度		
	対象職員数 (人)	標準給与総額 (A)	都補助金額 (A) × 36/1000	対象職員数 (人)	標準給与総額 (B)	都補助金額 (B) × 36/1000
高等学校	9,504	45,374,144	1,633,469	9,389	44,807,860	1,613,082
中学校	3,681	17,080,940	614,913	3,690	17,164,992	617,939
小学校	1,211	5,428,700	195,433	1,213	5,435,650	195,683
幼稚園	9,868	25,593,859	921,378	9,954	25,875,126	931,504
盲・ろう・養護学校	80	294,570	10,604	82	299,860	10,794
専修学校	4,981	16,781,362	604,129	4,927	16,817,194	605,418
私学振興団体	38	156,900	5,648	40	165,300	5,950
計	29,363	110,710,475	3,985,577	29,295	110,565,982	3,980,375

(注) 対象職員数は、各年度の3月31日現在

(表9) 退職資金の交付人数

(単位：人)

年 度	高等学校	中学校	小学校	幼稚園	盲・ろう・ 養護学校	専修学校	私学振興 団 体	計
平成16年度	590	198	74	1,514	7	550	3	2,936
平成17年度	579	200	53	1,543	7	493	3	2,878

ク 育英資金貸付事業費補助事業

財団は、東京都内に住所を有し、高等学校等に在学する生徒のため、育英資金貸付事業を行っている。都は、その貸付事業費及び事務費を補助しており、その実績は、表10のとおりである。

なお、この事業は、平成17年度に独立行政法人日本学生支援機構の高等学校奨学金事業が東京都に移管されたことに伴い、東京都の育英資金貸付事業を再構築し、事業実施主体を東京都から財団に変更したものである。

(表10) 育英資金貸付事業費補助事業実績

(単位：千円)

区 分	補助対象金額	補助金額	貸付実人員
貸付事業費	645,251	645,251	
高等学校・高等専門学校	307,812	307,812	1,082人
専修学校高等課程	11,760	11,760	34人
専修学校専門課程	325,679	325,679	533人
事務費	64,873	64,873	
人件費	38,783	38,783	
その他事務費	26,090	26,090	
合 計	710,124	710,124	1,649人